(別記18)　農地所有適格法人要件確認書

様式例第５号の３

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称　　　　　：

主たる事務所の所在地：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記載年月日 | | | | | | | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 経営面積  　　（ha） | | | | | | 田 |  |  |  |
| 畑 |  |  |  |
| 採草放牧地 |  |  |  |
| 法　人　形　態 | | | | | | |  |  |  |
|  | 要件の適否 | | | | | | 適　・　否 | 適　・　否 | 適　・　否 |
| 事業の種類 | 農畜産物名 | | | | | |  |  |  |
| 関連事業等名 | | | | | |  |  |  |
| その他事業名 | | | | | |  |  |  |
| 売上高（円） | 農  業 | | | | 前々回報告 | |  |  |  |
| 前回報告 | |  |  |  |
| 報告 | |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |
| そ  の  他  事  業 | | | | 前々回報告 | |  |  |  |
| 前回報告 | |  |  |  |
| 報告 | |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |
| 要件の適否 | | | | | | 適　・　否 | 適　・　否 | 適　・　否 |
| 構  成  員  数 | 総　　　数 | | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
|  | 農地提供者  　　　　　　① | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 農業常時従事者  　　　　　　② | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 農作業委託者  　　　 ③ | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 農地中間管理機構  　　　　　　　④ | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 市町村・農業協同組合等  　　　　　　　⑤ | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 承認会社  （投資円滑化法第10条）  　　　　　　　⑥ | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
|  | 議決権の状況  （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権） | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 関連事業者等  （基盤法第13条第２項）  　　　　　　 ⑦ | | | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| ①～⑦以外の者  　　　　　　 ⑧ | | | | | （　　　 　　　） | （　　　　　　 ） | （　　　　　　 ） |
|  | | 提携事業者  （基盤法第16条の５） | | | （　　　　　　） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 要件の適否 | | | | | | 適　・　否 | 適　・　否 | 適　・　否 |
| 農  業  ・  農  作  業  従  事  の  状  況 | 理事等の総数 | | | | | |  |  |  |
| うち農業に常時従事  する構成員数　⑨ | | | | | |  |  |  |
|  | うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数　⑩ | | | | |  |  |  |
| （⑩が０人の場合）  農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無 | | | | | | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 要件の適否 | | | | | | 適　・　否 | 適　・　否 | 適　・　否 |
| 要件を満たさなくなるおそれ  がある事実関係（勧告した場  合には、翌年に是正状況等を  記載する） | | | | | | |  |  |  |
| 備　　　考 | | | | | | |  |  |  |

（記載要領）

１　「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。

２　「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。

３ 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。

４　「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50％を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載する。

　５　「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。

(1) 農業と併せ行う林業

(2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源

とする熱の供給

ウ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ　農業生産に必要な資材の製造

オ　農作業の受託

カ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

　６　「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第２条第３項第１号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。

７　「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら３事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。

８　「構成員数」欄には、

(1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあっては括弧内に株主総会における議決権の数（会社法（平成17年法律第86号）第108条第１項第８号に掲げる事項

についての定めがある種類の株式を発行している場合は、当該種類株主総会における議決権

の数をさらに括弧書きで記載。以下同じ。）を記載する。

(2) 「農地提供者」欄は、農地法第２条第３項第２号イ､ロ､ハ及びニに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第２条第３項第２号ホに該当する者の数を記載するとともに、

株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第２条第３項第２号ヘに該当する者の数を記載するととも

に、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第２条第３項第２号トに該当する者の数を記載すると

ともに、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第２条第３項第２号チに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

「承認会社（投資円滑化法第10条）」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第５条に規定する承認会社の数を記載するとともに、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「関連事業者等（基盤法第13条第２項）」欄は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第２項に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

「提携事業者（基盤法第16条の５）」欄は、農業経営基盤強化促進法第16条の５に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあっては括弧内に議決権の数を記載する。

９ 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあっては理事、株式会社にあっては取締役、持分

会社にあっては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常

時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の

行う農業に常時従事したと認められる者であって、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に

農地法施行規則第８条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重

要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。）のうちその法

人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規

則第８条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「０人」の場合に記載する。

10　「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第６条第１項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第２項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11　農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。